

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	電子基準点「舢倉島(950252)」電力応急復旧及び通信回線の確保作業
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官国土地理院長 大 木 章 一 茨城県つくば市北郷1番
契 約 締 結 日	令和 6年 3月 8日
契約の相手方の氏名及び住所	株式会社栄光エンジニアリング 法人番号 8050001015431 茨城県つくば市天久保2丁目14番地5
契 約 金 額 (消費税及び地方消費税含む)	1,292,500円
予 定 価 格 (消費税及び地方消費税含む)	1,292,500円
随意契約によることとした理由	令和6年1月1日に発生した能登半島地震により、電子基準点「舢倉島」が設置されている離島において電力・通信等のライフラインが使用できない状況となっている。「舢倉島」は1月9日まではバッテリーにより給電され、観測を継続してきたが、以降は電力の停止により欠測となっており、測量成果の公表停止が継続している。当該電子基準点は能登半島の北方約50kmの島嶼部に設置されており、停止が長期化した場合、1月1日の地震以降も継続している活発な地震活動に伴う地殻変動を捉えることができなくなる。また、今後能登半島の沿岸部で実施する復旧・復興のための公共測量等で使用される基準点でもあることから、社会的影響が大きく、早急に復旧させる必要がある。本業務は、電子基準点「舢倉島」のソーラーパネル設置による電力の応急復旧及び衛星回線による通信の確保を実施するものである。本業務について複数の事業者へ確認を行ったが、本作業で行う応急復旧は、非常に限られた時間、人員、装備で確実に実施することが求められているため、本業務を確実に実施できる者は、電子基準点の構造や内部機器等を熟知し、過去にも同様の応急復旧の経験を有する、株式会社 栄光エンジニアリングのみであった。以上のことから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計法令第102条の4第3項に基づき、株式会社 栄光エンジニアリングと随意契約を行うものである。
備 考	